

## 「週休2日工事（営繕工事）」試行要領（令和8年4月 富山県土木部）

### 1 背景・目的

建設界における、週休2日工事の拡大に向けて、本要領により試行する。

### 2 週休2日工事の概要

原則すべての工事現場において、発注者指定型として現場閉所（現場休息）による週単位の週休2日（土日完全週休2日）を確保することとする。

施工日が気象条件に左右される等、現場条件により土日完全週休2日の確保が困難な場合は、柔軟運用も可能とする。

#### 『用語の定義』

**週休2日：** 週単位の週休2日（土日完全週休2日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

**現場閉所：** 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所の事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日に含めるものとする。

**現場休息：** 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業がない状態をいう。

**対象期間：** 工事着手日から現場完了日までの期間のうち、下記の期間を除いた期間をいう。

- ・年末年始6日間、夏期休暇3日間
- ・工場製作のみの期間
- ・工事事務等による不稼働期間
- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震、豪雪等）に対する突発的な対応期間
- ・受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当している期間
- ・工事の全体を一時中止している期間
- ・その他、外的要因により現場が不稼働となる期間

**工事着手日：** 工事施工範囲内で何らかの作業に着手した日をいう。

**現場完了日：** 工事施工範囲内で全ての作業が完了した日をいう。

### 3 試行対象工事

試行対象工事は、特記仕様書において対象工事であることを明示することとする。なお、下記(2)に該当する工事は対象としない。

#### (1) 発注者指定型

発注者が選定した週単位の週休2日（土日完全週休2日）に取り組む工事（原則全ての工事）

#### (2) 試行対象外工事

- ・現場施工期間が休工日を含めて7日未満の工事

### 4 積算方法等

#### (1) 補正方法

経費の補正は行わない。

#### (2) 精算変更

週休2日の達成状況に関わらず、設計変更は行わない。ただし、実績状況の確認は確実に行うものとする。

### 5 現場閉所の確認方法等

#### (1) 施工計画書への記載及び休日取得実績の提出

受注者は、工事着手日から現場完了日までの休日取得計画と実績の確認方法を施工計画書の「その他」に記載し、提出する。

(参考)施工計画書記載例（別紙1は未記入でも可）

- ・本工事においては工事着手日から現場完了日までの対象期間のうち、毎週土、日曜日を現場閉所日とし、週単位の週休2日（土日完全週休2日）を達成できるよう休日を取得する。

なお、工事着手日は○月●日、現場完了日は○月●日を予定している。

- ・休日取得実績の確認は「別紙1」休日等取得実績書により行う。

なお、現場完成月については当月分の実績確定後、速やかに、「別紙1」休日等取得実績書を提出する。

受注者は、休日等取得実績書を提出する際、作業日報あるいは現場の休工を証明する記録簿等を監督員に提示する。

監督員は現場完成月以外でも必要に応じて休日等取得実績書の提出を求め、実施状況を確認することができる。

#### (2) 柔軟運用

受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に発注者

と協議した上で、土日に代わる現場閉所日を設定していれば週単位の週休2日（土日完全週休2日）を達成しているものとみなす。

受注者は、休日等取得実績書を提出する際、技術者等の休日取得を証明する記録簿等を監督員に提示する。

監督員は現場完成月以外でも必要に応じて技術者等の休日等取得実績書の提出を求め、実施状況を確認することができる。

受注者は、土日に代わる現場閉所日を設定する場合においては、別紙1以外での実績報告を行ってもよい。

(3) 「週単位の週休2日（土日完全週休2日）」の確認方法

監督員は、休日取得実績に基づき、「週単位の週休2日（土日完全週休2日）」の実績を確認する。

(4) 工事看板の設置

受注者は、現地着工時、「別図」を参考とし、「週休2日工事」である旨を記載した工事看板を設置する。

(5) 工事成績評定

週休2日の達成状況に関わらず、加点、減点しない。

## 6 試行工事における留意事項

(1) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示等を行わない。

(2) 工事施工中の現場条件の変更等による工期延長は、従来どおりの扱いとする。

(3) 監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(4) 工事一時中止を行うなど対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督員は受注者と協議する。

(5) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「休日等取得実績書」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

## 附 則

この要領は、令和2年7月1日以降に公告または指名通知を行う工事から適用す

る。

附 則

この要領は、令和4年7月1日以降に公告または指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和5年12月1日以降に公告または指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年5月1日以降に公告または指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年5月1日以降に公告または指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月13日以降に公告または指名通知を行う工事から適用する。